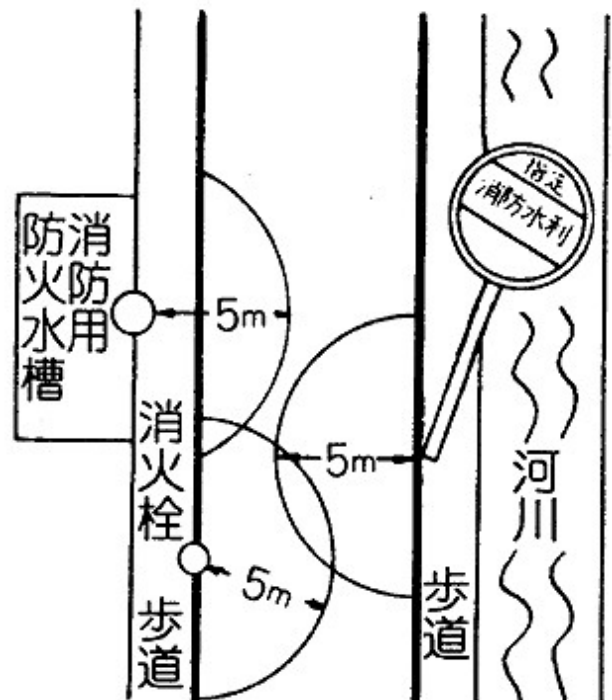


消火栓や消防水利の標識付近への駐車はやめよう

◆周囲への駐車はやめよう

道路交通法では、消防水利や水利標識の周囲への駐車が禁止されています。
これは、消防隊がいつでも消防水利を有効に活用できるようにするためです。
具体的な駐車禁止の範囲は、次のとおりです。

- ① 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端、又はこれらの道路に接する出入口から 5メートル以内の部分
- ② 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置、又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から 5メートル以内の部分

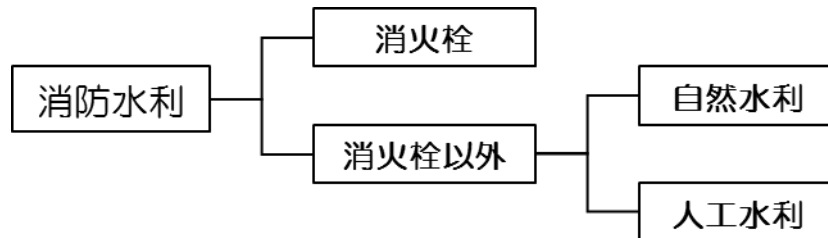


消防水利や水利標識と駐車禁止の範囲

◆消防水利とは

消防水利は、消火栓と消火栓以外の水利の二つに分類され、消火栓以外の水利は、自然水利と人工水利に区分的ことができます。

自然水利には河川、海、湖沼、溝、濠、池、井戸などがあり、人工水利には防火水槽、プール、地中ばり水槽、転用水槽、飲料用受水槽、雨水貯留槽、蓄熱槽などがあります。



◆消防水利の標示とは

消防水利の標示は、違法駐車や障害物等を排除し、円滑な消防活動環境を確保するために消防水利の所在を明示するものです。

消防水利の所在を明示するための標示方法としては、一般的には標識によるものと消防水利の周囲を塗装する方法があります。

標識による標示内容は、「消火栓」、「防火水槽」及び「消防水利」の3種類があります。塗装による標示は、消火栓及び防火水槽鉄蓋の周囲を黄色で塗装しています。



標識による標示



塗装による標示